

## 議会基本条例策定代表者会議 正副打合せ資料

## 議会基本条例第10条・第11条・第15条・第17条 新旧対照表

正副座長案	素案たたき台	備考
<p>(市長と議会の関係)</p> <p>第10条 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。<u>この場合において、質疑の論点・趣旨を確認するため、市長等から発言を求められた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。</u></p> <p>(全員協議会)</p> <p>第11条 全員協議会は、市長が都市計画<u>その他重要政策等</u>に関して協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。 2 議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする。 3 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第15条 会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。 2 会派は、政務活動費の用途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、交付対象経費については、<u>議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。</u></p> <p>(議会事務局)</p> <p>第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、<u>地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置するものとする。</u> 2 <u>議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。</u></p>	<p>(市長と議会の関係)</p> <p>第10条 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。<u>議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認めるものとする。</u></p> <p>(全員協議会)</p> <p>第11条 全員協議会は、市長が都市計画<u>及び重要政策等</u>に関して<u>議会の意見を聞く</u>場合に、議長が招集し、開催するものとする。 2 議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする。 3 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第15条 会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。 2 会派は、政務活動費の用途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、交付対象経費については、<u>時代の要請に答えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとする。</u></p> <p>(議会事務局)</p> <p>第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、<u>議会事務局を設置する。また、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。</u></p>	<p>規定の修正</p> <p>規定の修正</p> <p>規定の修正</p> <p>規定の修正</p>